

水道料金、下水道使用料のあり方についての答申

令和 5 年 3 月 8 日

関市上下水道事業経営審議会

目 次

答 申	1
1 上下水道事業の現状	2
2 上下水道事業の課題	2
3 事業計画について	4
4 財政計画について	5
5 料金改定について	6
6 料金水準のあり方について	6
7 料金体系のあり方について	7
8 まとめとして	8

〔資料〕

別紙 1 種別改定試算表	9
別紙 2 財政計画【現行料金による財政計画】	10
別紙 3 財政計画【料金改定後の財政計画】	16
別紙 4 水道料金表、下水料金表	24

答 申

本審議会は令和３年１１月２４日付で関市長より諮問を受けた、令和６年度以降の「水道料金、下水道使用料のあり方」について、以下を答申する。

安定した上下水道事業の継続を可能とする施設設備を、将来にわたり、維持、更新、管理するために、令和６年度に水道料金、下水道使用料について平均改定率２２％の増額改定を行う。

(別紙１：種別改定試算表、別紙２：財政計画【現行料金による財政計画】

別紙３：財政計画【料金改定後の財政計画】)

料金体系については、別紙４：水道料金表、下水道料金表のとおりとする。

答申に至る審議経過は以下のとおりです。

1 上下水道事業の現状

関市の水道事業は、市制施行の昭和 25 年度より上水道布設事業に着手し、昭和 27 年度より供用を開始し、あわせて周辺地域では簡易水道が布設される等、水道普及率の向上が図られてきました。水需要の増加した高度経済成長期には、新たに水源地を確保しつつ簡易水道を統合し、平成 5 年度には関市全域が上水道事業の対象地域とされました。また、平成 17 年の市町村合併により旧武儀郡 5 町村が合併し、各地域の上水道事業と簡易水道事業が引き継がれました。さらに平成 29 年度には簡易水道事業の地方公営企業法適用により、水道事業全体が統合される等の経緯を経て関市では優良な地下水源を利用し、安くておいしい水道水の供給が行われています。

次に下水道事業は、市街地を中心に昭和 38 年度から公共下水道に着手し、昭和 42 年 2 月に供用開始されました。また、市街地周辺においては特定環境保全公共下水道を、農村部では農業集落排水の整備が行われてきました。その結果、普及率は令和 2 年度末で 99.2%となり、市民生活における公衆衛生の向上に貢献してきました。

その一方で、水道事業では料金収入の基礎となる有収水量（給水された水量のうち、料金収入が得られた水量）は減少傾向にあり、今後も人口減少や節水型機器の普及により緩やかに減少していくことが見込まれる等、上下水道事業を運営するための財源の基礎である料金収入も同様に減少していくことが予測されています。

関市では平成 17 年の市町村合併以降、水道施設の老朽化した施設の更新費用に充当する財源の確保、及び下水道の普及による借入金残高（約 200 億円）が経営を圧迫していたことから、経営の健全化を図るため、平成 24 年度に上下水道料金の改定が行われました。料金改定後は、水道事業では老朽化した施設の更新を行い、下水道事業では新規借入を抑えながら借入金残高を令和 2 年度末で 113 億円まで減少させてきました。

こうした中でも、浄水場や下水処理場、上下水道管等の施設・設備については、順次、耐用年数を超過していくため、中長期的な視点で施設の老朽化を予測し、優先順位を踏まえたうえで適切な施設の更新や修繕を行い、施設全体を適切に維持管理していくことが求められています。

このように上下水道の役割である公衆衛生の向上を今後も果たしていくためには、施設の老朽化対策を着実にを行い、機能を維持していくための投資は必要不可欠と考えられます。

2 上下水道事業の課題

このような状況のもと、関市の上下水道事業には「施設・設備」と「財政」の面から次の課題が挙げられます。

（１）「施設・設備」について

水道事業では、19 の水源及び浄水施設、33 のポンプ場、56 の配水池、総延長約 1000km の送配水管により取水、浄水、送配水及び給水までの事業運営が行われています。

取水・送水ポンプや塩素滅菌設備、各施設の稼働状況を遠隔管理するテレメータ設備、自家発電設備等の電気機械設備については法定耐用年数は 15 年とされていますが、コスト削減のため、部分的な改良や修繕等により更新頻度を抑えることが必須ですが、耐用年数を大幅に超過している設備が多くなっており、更新工事への対応が喫緊の課題とされています。

送配水管等の管路施設については、平成 7 年の阪神淡路大震災を契機として耐震性や耐久性のより高い管路に更新する機運が高まり、関市でも平成 8 年から耐震対策を、平成 25 年から老朽管対策の管路更新工事を行ってきています。水道管の法定耐用年数は種類を問わず 40 年ですが、耐震管では概ね 80 年は使用できるとされています。管路の更新費用は総延長に比例するため、計画的に進められています。

次に下水道事業では、平成 23 年以降は処理区面積、管路延長とも増加はなく、建設費は施設の更新が中心になっています。

現在、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を合わせると処理場は 28 箇所ありますが、下水処理設備の耐用年数はポンプ設備・水処理設備等の 15 年が多く、標準的な実使用年数である耐用年数の 1.5 倍使用するとしても 23 年経過すると更新時期を迎えます。最も古く昭和 42 年に供用開始した公共下水道事業の関処理区の浄化センターは供用開始後 55 年が経過しています。また、供用開始年度が新しい農業集落排水事業の西神野処理場でも平成 10 年 6 月の供用開始のため、既に 24 年経過していることから、多くの施設・設備を今後いかにして更新費用を抑えながら、使用を続けていくかが大きな課題とされています。

（２）財政について

水道事業では、財政上重視する業務指標（PI）として「経常収支比率」と「料金回収率」があり、業務指標以外には、「翌年度企業債元金償還額」と「年度末保有現金預金額」との対比が重視されています。

経常収支比率は、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを表す指標で、値が高いほど経営状態の健全性が高いことを示し、100%未満は経常損失が生じていることを意味します。関市では令和 3 年度決算までは 100%超を維持していましたが、修繕等の費用の増加と給水収益等の減少により、将来的に当該指標の 100%超の維持が困難になることが予測されています。

また、料金回収率は、給水原価（1 年間の有収水量 1 m³あたりにかかる費用）に対する供給単価（1 年間の有収水量 1 m³あたりに得られる収益）の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す指標の一つですが、100%を下回っている場合は、給水

に要する費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味し、地方公営企業の独立採算の基本方針に課題があると言えます。関市では平成 29 年度に簡易水道事業を統合して以降、100%を下回っています。これは簡易水道事業において借入れた建設事業債の早期償還のため、国の定めた基準以上に補助金を繰入れていることに起因しています。

元金償還額と現金保有額との対比については、債務に対する支払い能力を有するかどうかの指標として現金保有額が元金償還額を上回っているかを確認する必要があります。この対比も経常収支比率と同様に将来的に悪化する予測となっています。

次に下水道事業では、下水道使用料で污水处理費をどの程度賄っているかの指標である経費回収率が課題とされています。本来、受益者負担の原則から経費回収率は 100%が望ましいとされていますが、污水处理費を賄うだけの使用料収入がないため、令和 2 年度で公共下水道事業は 52.6%、特定環境保全公共下水道事業は 49.4%、農業集落排水事業は 21.3%と 100%を大きく下回っています。現状は市の一般会計からの補填で賄われていますが、国からの財政措置が講じられる要件として、1 m³当たり 150 円の使用料が求められている中、関市は令和 2 年度時点で 118 円であり、国の財政措置が受けられていないのが現状です。

3 事業計画について

水道事業では、持続可能な水道事業を実現するため、令和元年度に中長期的な視点から水道施設のライフサイクル全体にわたる効率的かつ効果的な水道施設の管理運営を定めたアセットマネジメントを策定しこれに合わせて経営戦略の見直しが行われてきました。また、効率的な管路・設備の更新のため、令和 3 年度に関市水道施設更新計画を策定し、施設の更新が必要な箇所 の優先順位が明確化されました。特に管路については経年的な老朽化による漏水の発生が課題とされており、主に水道管からの漏水の影響により有収率（水道事業における年間配水量に対する年間有収水量の割合）が近隣市町村と比較して低い値となっています。そのため、より耐久性・耐震性の高い管路への布設替工事を推進するほか、電気機械設備の更新も合わせて計画的に行うこととされています。これにより年間 8 億円以上の資本的支出を計画しており、その財源措置として必要な企業債をできる限り抑制（年間 2 億円）するほか、更新投資の推進により、収益的支出における修繕費の抑制が図れると予測されています。

次に下水道事業ですが、管渠・施設の点検・調査を行い、法定耐用年数を超えている管渠・施設の中でも、優先順位を定めて改築・更新を行う等、従来の対症療法的な手法ではなく、施設が所定の機能を失う前に更新する予防保全の考え方で修繕や更新が行われています。投資計画は、令和 3 年度に策定した経営戦略において令和 12 年度までの 10 年間を期間として反映されています。その中で公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業は年平均で合計 4 億円、農業集落排水事業は年平均 1 億円の投資計画が見込まれています。農業集落排水事業では各排水処理施設の電気設備の更新が行われる

ほか、公共下水道事業では、下水処理場とし尿処理場の統合を令和 3 年度から令和 8 年度にかけて実施され、その他、公共下水道の下水道施設である浄化センターの電気設備の更新が行われます。

4 財政計画について

水道事業では、「2 (2) 財政について」で述べたとおり、経常収支比率等の指標の改善は水道事業の安定的な経営に必須の事項であり、今後料金改定を行わないとした場合には、令和 8 年度に 3 つの指標全ての悪化が予測されています。

そのため、令和 6 年度から 22%の料金改定をすることにより年間約 2 億 5 千万円の増収が見込まれることから、事業計画に基づく更新等を行いながら、令和 13 年度までの経常収支比率を 100%超に維持するとともに、料金回収率を 100%以上へ回復、さらに元金償還額と現金保有額との対比についても健全性が持続される見込みです。そのほか、料金改定による増収のみならず、事業計画の執行においては常にコスト縮減を意識した効率的な執行に努め、支出も抑制しながら、健全な財政運営を図ることが不可欠です。

次に下水道事業ですが、令和 6 年度からの 22%の料金改定により公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業では合わせて 2 億円の増収が、農業集落排水事業では 2 千万円程度の増収が見込まれています。

これまで下水道事業の財源不足については一般会計からの繰入金で補填されてきましたが、料金改定による増収により、経営戦略の策定期間である令和 12 年度までには、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業では基準外繰入金に頼らない運営が行われ、経費回収率も 70%まで改善する見通しが立てられています。

一方、農業集落排水事業では令和 6 年度に料金改定を行ったとしても、経費回収率は 26%程度の見通しとなっています。この要因は農業集落排水事業では、1 ha 当たりの利用者が 6 名程度と少ないため、下水道使用料（農業集落排水使用料）で汚水処理費を賄うことは構造的に困難なことによるものです。

それでも料金改定により 1 m³あたりの下水道使用料は 146 円に達する見込みで、これは国が下水道事業者に最低限の経営努力として求めている 1 m³当たりの下水道使用料 150 円に近い金額となります。

料金改定以降も使用料収入で賄えない汚水処理費については、これまで通り一般会計から補填した繰入金で賄うことに変わりはないものの、ストックマネジメントの考え方に基づき、下水道の施設・設備の更新費用を平準化することで抑制する等、下水道事業の安定した運営が求められます。

5 料金改定について

本審議会では、事務局から提示された上下水道事業の現状と課題、今後の事業計画及び財政計画に基づき、令和6年度からの上下水道料金のあり方について、5回にわたり、慎重に審議を行いました。

〔審議会開催の経過〕

- 第1回 令和3年11月24日（水） 公営企業会計、上下水道事業の概要と水道料金、下水道使用料の算定対象経費について
- 第2回 令和4年2月8日（火） 上下水道事業の見通しと今後の事業運営に必要とされる水道料金、下水道使用料水準について
- 第3回 令和4年9月20日（火） 水道料金、下水道使用料の改定水準、改定期間について（再審議）
- 第4回 令和4年11月1日（火） 水道料金、下水道使用料の水量別料金について
- 第5回 令和5年1月27日（金） 水道料金・下水道使用料の答申案について

関市の上下水道事業は、地方公営企業として運営されていますが、運営経費は独立採算の原則により、料金収入を柱とする受益者負担で賄うのが原則とされています。

一方で、審議会では上下水道料金は公共料金であり、独立採算による事業運営にのみ着目すると受益者負担が過大となり、市民生活への影響が大きくなることから、受益者負担の増大に配慮しつつ、施設・設備の老朽化対策を適切に行うことにより、健全な上下水道事業を継続することが必要との認識が多数を占めました。

また、現行の料金水準のまま事業継続を行った場合、水道事業で施設の更新等の必要な投資が行えないことや、通常の運営資金に不足が生じてくるおそれがあること、下水道事業では、一般会計から補填した繰入金に過度に依存することとなり、安定的に必要な施設・設備の更新が行えない状況に陥るおそれがあり、ひいては事業継続が危ぶまれることから、上下水道事業ともに料金の改定はやむを得ないものとの意見が多数を占めました。

その一方で、今後とも不断の努力によりあらゆる面から経費削減を図り、短期間に再度の料金改定を行うことがないようにとの意見が出たことを付言します。

6 適正な料金水準のあり方について

適正な料金水準を設定する際は、事業運営の原資となる水道料金、下水道使用料の総額をどの程度に設定するかということに加え、料金算定期間を定める必要があります。

公共料金は、一定期間大きな変動がなく、安定したものであることが望ましく、水道協会、下水道協会ともに3年から5年程度の料金を据え置く期間を設定しています。

他方で、上下水道事業は中期の経営計画として経営戦略を策定しており、下水道事業では、令和3年度から令和12年までの10年間の経営計画が策定されています。

また、料金改定の大幅改定による市民生活への影響を考慮する必要もあります。

そこで、一定期間に段階的に料金を改定するケースと単年度に一度に改定するケースについて審議した結果、経営の安定化や利用者負担の影響の程度等を勘案し、一度に改定するケースが望ましいことで一致しました。また、改定率については直近の水道及び下水道事業の財政状態に鑑み、22%の改定率を採用することで一致しました。そのうえで、上下水道事業は各料金改定の効果について毎年審議会に報告すること、さらに、改定後5年を目途に審議会で行き料金体系での経営状況を審議し、料金改定が必要かどうかを確認することが必要との意見で一致しました。

そのほか、中長期的に有収水量が減少する中、収入を増やす取り組みが必要であるとの意見や県内他市町村と比べ、関市の水道料金は安価であることのPRが不足していること、或いは、料金の安さよりも安全・安心であることを優先する市民もいると考えられることから、こうした人達へのPRも必要との意見がありました。また、過去の事例を見ても、上下水道料金の改定に当たり、市民の関心を引く上で何が訴求しやすいのかを把握し、さらなる市民への周知、広報が必要との意見がありました。

7 料金体系のあり方について

関市の上下水道料金は、「基本料金」と「従量料金」からなる「2部料金制」の体系が採用されています。

給排水量及び上下水道使用者数に関わりなく固定的に必要とされる経費（「固定費」）は、給排水量に関係ない「基本料金」で賄うことが望ましいとされていますが、多額な設備を必要とする上下水道事業においては、約7割を固定費で占めており、固定費すべてを基本料金で賄うのは、少量使用者に過度な負担を強いることになります。

他方で、少量使用者であっても上下水道設備を利用していることから、設備の維持管理費を一定程度負担して頂くことにも合理性があると言えます。

これらのことから、事務局から上下水道事業毎に以下の案が提案され、審議会にて審議を行いました。

〔上水道事業〕

・改定案1

基本料金、水量料金単価をすべての区分で一定率改定する

・改定案2

基本料金の割合を高める改定とし、現状の割合（22%）から1%あげた23%の基本料金割合として設定する

〔下水道事業〕

・改定案A

基本水量を現行の2カ月で20 m³に据え置き、料金体系を現行のまま基本料金・従量料金ともに一律して改定する

・改定案B

基本水量を 0 m³とし、20 m³以下の少量使用者の料金負担額を緩和する（1人世帯2カ月で18 m³の改定率17%）

審議会では、固定費の大きさを考えると基本料金割合を高める改定案2が妥当とする意見もあったが、一律22%上げることが一番公平との意見や、使用水量や口径による差がなく22%改定が分かりやすい等の意見が多数となり、審議の結果、審議会としては水道事業は1案を、下水道事業ではA案を採用することとなりました。

8 まとめとして

本審議会は、令和3年11月から令和5年1月にわたって計5回の審議を重ねました。その結果、今後の上下水道事業の健全化のため、料金改定はやむを得ないとの認識が多数を占めて審議を結審しました。

一方、上下水道料金をはじめとする公共料金の改定は市民生活に大きな影響を及ぼすため、事業者の責務として、料金改定の趣旨や上下水道事業の健全化の必要性等について、市民の理解がより得られるよう、さらに十分な情報提供を行うことを求めます。

また今後、概ね5年に1度、審議会で現行料金体系での経営状況を審議し、料金改定が必要かどうかを確認することを求めます。料金改定後においても、社会情勢や経済状況等を的確に把握し、資金収支のあり方や更新投資の検証に積極的に取り組み、不断の見直しを行うことにより、より健全な事業運営が図られることを求めます。